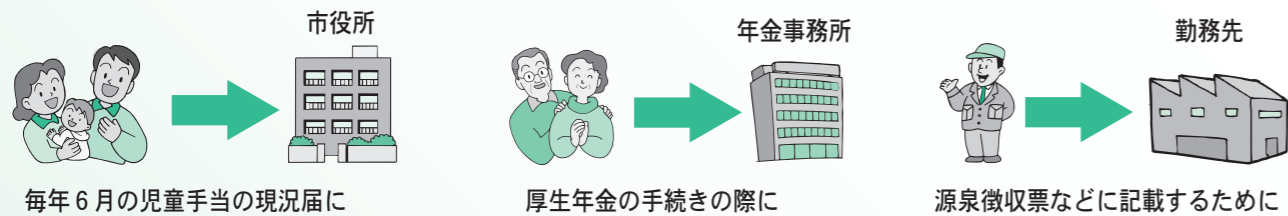


◆いつ、どのように使いますか？

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

<p>社会保障</p> <p>年金 労働 医療 福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金の資格取得や確認・給付 ○雇用保険の資格取得や確認、給付 ○ハローワークの事務 ○医療保険の給付の請求 ○福祉分野の給付、生活保護 など 	<p>税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 ○税務当局の内部事務 など 	<p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金の支給 ○被災者台帳の作成事務 など 
---	--	---

例えば、次のような場面で使います。



◆個人情報の取り扱いとは？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

◆法人番号をご存知ですか？

設立の登記をした法人には、平成27年10月から13桁の法人番号が通知されます。1法人1番号のみで、支店、事業所及び個人事業者には通知されません。法人番号は公開され、自由に利用できます。

◆さらに詳しい情報は？

■社会保障・税番号制度のホームページアドレス
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
 ■北秋田市のマイナンバー制度紹介ホームページ
<http://www.city.kitaakita.akita.jp/kurashi/index.html>
 お問い合わせ 財政課電算システム係 ☎72-5234

■お問い合わせコールセンター
 日本語窓口 ☎0570-20-0178
 外国語窓口 ☎0570-20-0291
 対応時間 平日午前9時30分～午後5時30分
 (土日祝日・年末年始を除く)
 ※通話料がかかります。

マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)が始まります

▲10月以降、個人番号を一人一人にお届けします▲

平成25年5月に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、平成28年1月以降、個人番号の利用が順次開始されます。北秋田市では、マイナンバー制度について、広報紙やホームページ等に掲載し、皆さんに紹介していきますが、今回は、第一弾として制度の概要についてお知らせします。

◆マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは、住民票を有するすべての方に番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための社会基盤となる制度です。

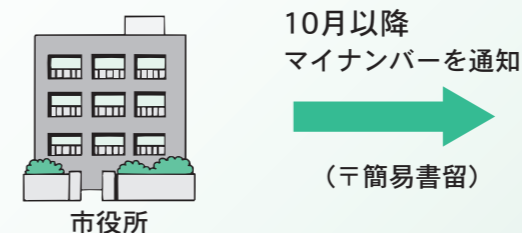
マイナンバー制度が始まり、マイナンバー(個人番号)がいろいろな行政手続きに使われるようになると次のような効果が期待されます。

- ◇公平・公正な社会の実現・・・所得や受給状況が正確に把握しやすくなる。必要な方にきめ細やかな支援ができる。
- ◇国民の利便性の向上・・・添付書類が省略可能となり、利便性が向上する。
- ◇行政の効率化・・・手続きが正確で早くなる。



◆いつ、どのように通知されますか？

平成27年10月以降、住民票を有するすべての方に1人1つ、12桁の番号が通知されます。市役所から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」、「個人番号カードの交付申請書」、「返信用封筒」、「説明書」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。マイナンバーが漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。



◆「個人番号カード」とは何ですか？

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバーが記載されたICチップの付いたカードで、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

なお、個人番号カードは、申請により平成28年1月以降に交付されます。